

事務事業名	母子保健事業		所管部課	健康福祉部	健康増進課	
事業目的	妊娠初期から小学校入学までの一貫した母子健康管理等の記載ができる母子健康手帳を母子保健法に基づき交付します。母子健康手帳交付と同時に妊産婦健康診査受診券を発行し、妊娠期から出産後の母子の健康管理を行うとともに経済的負担の軽減を図ります。平成29年度からは、新たに産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後1か月健康診査を開始し、産後の初期段階から母子に対する支援を強化します。					
事業概要	①妊娠届出時に母子健康手帳の交付に併せ、妊婦健康診査受診券(14回分)、産後1か月健康診査受診券を交付します。 ②産後1か月健康診査は、身体的な項目の他、産後うつ自己評価票を産婦自身が記載し、産後うつのリスクがある場合は医療機関からの連絡により、子育て世代包括支援センターで支援方針等について検討します。 ③先天性股関節脱臼の早期発見・早期治療のため、乳児を対象に先天性股関節脱臼検診を実施します。					
総合計画での位置付け	施策	1 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり	1 いきいき暮らせる健康づくり	1 健康づくりの推進	類型区分 II	
根拠法令等	国:母子保健法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童虐待防止法 下野市母子保健事業実施要綱、下野市妊産婦健康診査実施要綱、下野市妊産婦健康診査助成金交付要綱、下野市先天性股関節脱臼検診実施要綱、下野市子ども子育て支援事業計画等					
備考						
事業内容	年度別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	事業計画	母子健康手帳の交付・保健師による妊婦全員の面接指導・妊婦健康診査・先天性股関節脱臼検診	母子健康手帳の交付・保健師による妊婦全員の面接指導・妊婦健康診査・先天性股関節脱臼検診	母子健康手帳の交付・妊婦健康診査、産後1か月健康診査・先天性股関節脱臼検診	母子健康手帳の交付・妊婦健康診査、産後1か月健康診査・先天性股関節脱臼検診	母子健康手帳の交付・妊婦健康診査、産後1か月健康診査・先天性股関節脱臼検診
事業費			48,720千円	48,175千円	48,175千円	
事業内訳	対象年度	需用費 206千円 委託料 45,769千円 扶助費 2,200千円				
	財源	国県支出金	地方債・その他	一般財源		
その他(過年度実績・今後の展開等)	【平成28年度実績】 ○母子健康手帳交付数(448件) ・母子手帳交付時には、保健師又は助産師が妊婦等との面接を実施します。 ○妊婦健康診査受診数(実人数:743人、延べ人数:5,933人) ・妊婦健康診査は、委託可能な医療機関には委託をし、委託外医療機関については、扶助費で助成します。 ○先天性股関節脱臼検診受診者数(475人〔対象者:482人 受診率:98.5%〕) ・市内の整形外科医療機関に委託し実施します。 ・未受診者に対しては、4か月健康診査で受診勧奨を実施します。 【今後の展開】 ○産後1か月健康診査(平成29年4月から実施) ・産後1か月健康診査での産後うつ等のリスクの把握は、児童虐待の予防や早期発見に必要です。産後うつ自己評価票の得点が高かった産婦は、医療機関から子育て世代包括支援センターへ情報提供を行うことにしていますので、タイムリーな情報提供が不可欠となります。今後は、医療機関の主体者を把握するなど、情報提供があったケースをとおして連携を強化していきます。					

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	<input checked="" type="checkbox"/> 社会経済情勢に適合し、恒常的に求められている <input checked="" type="checkbox"/> 国県の制度等から市が実施する事業である <input checked="" type="checkbox"/> 第二次下野市総合計画に位置付けられた事業、あるいは位置付けが認められる事業である	市裁量がない事業(⇒A評価とする)
	C		なし	現総合計画前期基本計画では、基本施策1-1「いきいき暮らせる健康づくり」、施策2「健康づくりの推進」に位置付けています。人口減少や少子化が進行する社会情勢の中、妊娠から出産までの母子の健康管理等への支援のほか、産後から就学前までの母子に対しても見守りや支援を継続することは、母子の心身の健康を図り、子の健やかな成長を促すために重要であると考えます。また、地方創生の推進における定住人口の増加といった観点からも、子育てしやすい環境、妊娠から出産後就学前までの支援の有無は、定住の決め手にもなり得ることから、必要性は高いと考えます。以上のことから、必要性をAとしました。	
緊急性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	<input checked="" type="checkbox"/> 市民ニーズが高いと認められる <input checked="" type="checkbox"/> 事業の休廃止(実施しない場合)の影響が大きい <input checked="" type="checkbox"/> 本事業以外の解決策が見当たらない	市裁量がない事業(⇒A評価とする)
	C		なし	全国的にも児童虐待等の通報件数が増加しており、市でも同様の状況が見受けられます。母子手帳交付時の妊婦との面接から出産後就学前まで、母子について継続した見守りを実施することは、産後うつ等による児童虐待の危険性を早期に発見・対応することが可能となるため、有効な取組であるとともに、緊急性も高いと考えます。以上のことから、緊急性をAとしました。	
効率性	A		3以上	ソフト事業(要件:7項目)	ハード事業(要件:3項目)
	B	○	1以上	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の質を維持しつつ、事業費の削減や取組方法を見直す <input checked="" type="checkbox"/> 同種・同目的事業との統合や簡略化を実施する <input checked="" type="checkbox"/> 民間委託を実施する 行政改革で実績が出ている。あるいは見込みがある 市民との協働で事業を実施している。あるいは実施できる	補助金等の積極的な活用で最大の成果となる方法を選択している 事業目的に見合う最適な事業規模である 他事業との重複がない
	C		なし	<input checked="" type="checkbox"/> 他自治体で実施されている水準と比較して適切である 管理業務等において、現在の取組手法から、さらに効率性を図ることは困難である	
県内他市町においても実施する事業であります。今後のケアに効率的につなげるため、本市ではすべての妊婦との面接を実施しています。また、妊産婦健康診査等、医療機関において助成が受けられる受診券を交付するなど、利用しやすいサービスの提供が図られています。なお、児童虐待の早期発見等に重要である産後1か月健康診査においては、医療機関との連携により実施していますが、今後、さらに連携の強化を図ることとしています。以上のことから、効率性をBとしました。					

総合評価	
○	継続実施
	見直し実施
	廃止